豊 教 職 第 1626 号 令和7年(2025年)11月11日

全教豊中教職員組合 執行委員長 三輪 浩一 様

豊中市教育長 岩元 義継

令和6年度(2024年度)統一交渉に係る要求について(回答)

このことについて、令和 6 年(2024 年)8 月 20 日付で申入れがあった 2024 年度総合要求書について、下記のとおり回答します。

なお、貴組合の勤務条件にかかる要求内容には、一部、「管理運営事項に該当する場合に限らず、 当局として交渉義務のない事項」が含まれている部分(波線箇所参照)がありますが、便宜上、交渉 事項に該当するか否かを区別せずに回答します。

記

- 1. 1966 年にユネスコにおける特別政府間会議で採択された「教員の地位に関する勧告」、CEART 勧告を尊重して教育行政をすすめること。
- 2. 貴教育委員会がすすめる教育行政は憲法と教育の条理にもとづいてすすめること。
- 3. 政治の教育への不当な介入を許さず、教育の自由、教職員の政治的自由を尊重すること。
- 4. ●労使慣行を尊重し、事前協議は誠意をもってつくすこと。

【回答】これまでの労使慣行を尊重し、勤務条件に関わる貴団体の要求に関して協議を行いたい。

5. <u>●組合から交渉の申し入れがあれば「誠実団交義務」を守って、交渉をおこなうこと。</u>勤務・労働条件に影響する変更は、全教豊中教職員組合と必ず事前協議を行うこと。

【回答】勤務条件に関わる貴団体の要求に関して協議を行いたい。

- 6. ●教職員の長時間労働が社会的に問題になっている。豊中市においても多くの教職員が勤務時間内に仕事が終わらない状況である。ゆきとどいた教育を保障するために、教職員がゆとりをもって教育活動できる環境整備をすすめる必要がある。
 - ①●学校としての対応が必要な時間外勤務について、別途具体的な勤務軽減措置をとること。

【回答】教職員の在校等時間の実態把握に努めるとともに、在校等時間の縮減に向けた取り組みとして、長時間労働者への面談を通して、長時間勤務の要因の把握を行っているところである。

- ②国・府に対してさらなる少人数学級や教職員定数増を求めること。
- ③「教員不足」を解消するため必要な新規採用者数を増やすこと。
- ④豊中市として中学校 35 人学級、小学校 35 人越え学級への人的配置をおこない教職員の負担を 軽減し、子どもたちへのていねいなかかわりができるようにすること。

【回答】小学校35人学級については、令和7年度(2025年度)に完了する。引続き、働き方改革の 観点から、貴団体と意見交換を行っていきたい。

⑤「持ち授業時間数」を減らして、勤務時間内に教材研究する時間を保障すること

【回答】市独自の教員の加配を進めているところである。

- ⑥年度当初に、新年度教育計画を進める上で必要な人的(首席補助・時間講師等)な教育環境整備 を行うこと。
- ⑦前倒し任用(事前任用)をフルに活用して、7月末までに産休に入る人が安心して休めるように すること。

【回答】令和6年度(2024年度)の前倒し任用については、対象数を確保しているところである。

⑧専科の人員配置を増やし負担軽減をはかること。

【回答】府加配制度の活用を図ることで、専科の人員配置を増やしていきたい。

⑨●外国から転入してきた児童・生徒の授業補助時間数を増やすことで、学級担任の負担軽減を はかること。人的な支援を拡充すること。

【回答】府に要望し、日本語指導加配が増員されたところである。

- 7.●教職員の勤務負担軽減・労働条件の改善を抜本的におこなうこと。
 - ①文科省「働き方改革(平成 31.3.18 通知)」が指摘する「適正な勤務時間の設定」を検討すること。勤務時間前の出勤を前提とした各学校の教育計画について、その改善策を豊中市教委として示すこと。

【回答】豊中市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を定め、教職員が業務を行う時間について、適切に行い対応しているところである。

②出退勤システムを活用し長時間労働の原因を分析し、長時間労働の解消につなげること。

【回答】教職員の在校等時間の実態把握に努め、在校等時間の縮減に向けた取り組みをさらに進めたい。本市独自の施策による人的支援を行っているところである。

③「新出退勤システム」「校務支援システム」「コドモン」導入等にともない、データ入力作業や データ確認作業など新たな負担が生じている。現場の声を聞き使いやすく改善すること。

【回答】新たな負担に対する問題や課題については、貴団体からの意見を聴いて対応していきたい。

- ④重大事故につながりかねない施設・設備の点検は専門性のある人が行うこと。
- ⑤運動会・体育大会において日射病、熱射病の危険性が増している。テントの設置・撤去が教職員の大きな負担になっている。軽減するための予算化を行うこと。
- ⑥着信履歴が見える電話機にすること。
- ⑦教室・職場が快適な室温環境になるために最上階教室の屋上の遮熱対策を施すこと。
- ⑧快適な作業環境にするため、特別教室準備室のエアコン設置をすすめること。
- ⑨職員用トイレに暖房便座を設置すること。また、洋式化をすすめること。
- 8. 労働安全衛生法に基づく学校環境、勤務労働条件を整えること。
 - ①教育委員会等が主催する授業研究発表会開催校の勤務時間管理を使用者としておこなうこと。 休憩時間が保障されない、長時間勤務の実態を是正すること。

【回答】休憩時間については、校長より明示された時間に取得いただきたい。在校等時間を適切に把握し是正に努めたい。

- ②アスベストの危険性について正確な情報を教職員に周知すること。
- 9. ●転勤は教職員の勤務労働条件の大きな変更である。機械的な異動をおこなわないこと。
 - ①●育児・介護休業法は離職を生まないよう仕事との両立をうたっている。転勤に際しては、育児 又は介護の状況に十分配慮し、本人の意向を考慮すること。

【回答】人事異動基本方針・人事取扱要領に沿って適切に行ってまいりたい。

②産休・病休中の異動は行わないこと。産休・病休明けの本人が希望しない異動は行わないこと。

【回答】人事異動基本方針・人事取扱要領に沿って適切に行ってまいりたい。

③希望しない短期年限の職場異動は、おこなわないこと。

【回答】人事異動基本方針・人事取扱要領に沿って適切に行ってまいりたい。

- 10. ●臨時教職員の雇用を守り、勤務労働条件の改善をすすめること。
 - ①●府費講師から市費講師、市費講師から府費講師に切り替わることで変更となる勤務条件を事前にきちんと説明すること。

【回答】引き続き勤務条件が変わる場合は丁寧な説明を行ってまいりたい。

②◆今年度「補助的な仕事」を行うとされた市費講師。学級担任の希望をもち講師申し込みをしたが、「市費」を言い渡された人がいる。本人に条件や希望を聞いた上で、配置すること。

【回答】採用前であっても、事前の説明が変わる場合においては丁寧な説明を行ってまいりたい。

- ③会計年度職員(非常勤講師)の勤務時間管理を使用者としておこなうこと。
- ④非常勤講師の賃金、交通費、一時金、有給休暇、健康保険、研修などの待遇改善が引き続き行われるよう府に強く働きかけること。
- ⑤希望する臨時教職員の雇用保障をおこなうとともに、均等待遇に向けた方途の検討を早急にす すめること。

【回答】希望する臨時教職員の雇用保障および均等待遇に関する要求には応じられない。

⑥人員不足を解消するためにも市費講師(任期付常勤職員・会計年度職員、非常勤職員等)の賃金 面での待遇改善をさらに行うこと。

【回答】市費講師等の賃金については、市の条例にもとづき支給しているところである。

⑦健康診断の公費負担の範囲を拡大すること。

【回答】公費負担の範囲を拡大することは困難である。

- 1 1. ●ハラスメントの相談窓口として、大阪府は府費教職員に対し外部相談機関(日本ハラスメント協会)を案内している。しかし、豊能地区は対象外である。豊中市の教職員も外部相談機関に相談できるようにすること。
- 1 2.●厚生労働省が育児・介護休業法改正で「仕事と育児・介護の両立」できる環境整備を雇用主に 求めている。育児・介護を理由にした離職を防ぐためにも豊中市として教職員(労働者)に寄り 添った対応をおこなうこと。「(教育委員会より助言を受けた管理職より)介護休暇はとれない」 といわれた教職員がいる。本人からの苦情の申し出を受けつける苦情処理窓口を設けること。
- 13. 国際機関ILO・ユネスコ共同専門家委員会 (CEART) は大阪府がすすめる教員評価制度が「教員の地位に関する勧告」 (1966 年) から逸脱していると批判し、その「根本的な再検討」を求めている。 (2008 年) 教育は教職員が協力し合い、子どもの人間的な成長を保障する営みである。しかし、「評価・育成システム」はそれぞれが目標達成、成果を出すためのとりくみが強いられている。自己申告票の書き直しによる負担も増えている。また、納得のいかない評価結果な

- ど、教職員からの不満の声が毎年うまれている。
- ① 「評価・育成システム」をおこなわないこと。
- ②「苦情審査会」は独立した「第三者機関」とすること。

【回答】府の制度に沿って苦情審査会を設置し、客観・公正に審査しているところである。

- ③●今年から始まった「研修履歴の記録」は評価には結びつかないことを学校長に周知すること。
- 14. 地震・大型台風、洪水・内水氾濫を想定した学校の教育環境の整備を早急にすすめること。
 - ①教室などの窓ガラスを強化やガラスが飛散しない長期・短期の計画をたてること。
 - ② 体育館トイレの洋式化の計画を周知すること。
 - ③ 南部地域における学校施設を利用した避難場所対策の具体化をはかること。
- 15.1校に1基のエレベーター設定はもちろんのこと、渡り廊下でつながるなど一か所のエレベーターで校舎内の移動が対応できない学校がある。児童・生徒の移動は教職員が抱きかかえたり階段昇降機を使用したりする必要があり、心身ともに負担が大きい。校内の必要な場所への移動ができるエレベーター設置をおこなうこと。

【回答】エレベーターが設置できていない学校への対応を最優先し、令和7年度末(2025年度末)での完了をめざし取り組みを進めていきたい。

- 16. 学校・教室環境を改善すること。
 - ①児童・生徒の教室ロッカーが少ない等の問題をもつ教室は改修・改善を行うこと。また、今のランドセル規格にあったロッカーを設置すること。
 - ②机の広さを教科書サイズに合わせたものに改善すること。
 - ③体育館への空調(エアコン)設置の計画を周知すること。
- 17. 次の教育条件の充実・整備をすすめること。
 - ①郷土資料館を有効に活用するために、バスの借り上げ運行を行い、市内すべての地域の子ども たちが現地で学習することを保障すること。
 - ②小学校3年生の子どもたちが公共施設の役割の一つとして具体的に学習する公共図書館を、歩いて行ける場所に今後とも維持し、なくさないこと。
 - ③●小学校4年生の社会科で学習するクリーンランド・下水処理場の社会見学に必要な予算措置 (バス借り上げ等)をおこなうこと。
- 18. ●保護者の教育費負担を軽減する施策は必要と考える。しかし、豊中市がはじめた「教育費一部無償化」は学校教育活動を進めるうえで弊害が生まれている。「宿泊行事ができなくなった。」 「必要な教材・教具を買うことができない」といった声がでている。これまで行ってきた学校教育活動を保障できるように
 - ①予算を大幅に増額すること。

- ②保護者から必要な教材費は徴収できるようにすること。
- 19. WHO(世界保健機構)の基準は生徒 100 人以下である。学校を統廃合するのではなく、小規模な学校のよさを生かした学校づくりをすすめること。
 - ①校区が広がり、子どもの人数も施設規模も大きくなることで教職員の負担増になり、子どもへのていねいな対応も難しくなる義務教育学校(施設一体型小中一貫校)計画については、「庄内さくら学園」での検証を行ったうえで、慎重に判断すること。
 - ②1000 名を超える規模の大きな学校を統廃合によってつくらないこと。
 - ③文科省「適正規模・適正配置等の手引き」(平成27年)で指摘する問題を解決するための措置をとるために、過大規模、大規模校の問題解消に向けての計画をたてること。大規模校での負担 軽減のための図書館司書の複数配置をおこなうこと。
- 20. ●小学校と中学校の教職員が連携・交流することは必要だが、豊中市が市内全域でおしすすめている「小中一貫教育」は各校の独自性をみとめず、画一的なものであり、それにともない小・中学校合同の会議や研修、また、担当者(首席・指導教諭等)の出張が増えている。これまでの業務の上に新たな仕事が増えて教職員の負担が増している。「教員不足」の状態の中で、新たな仕事を増やさないこと。
- 2 1. 教員免許更新制の廃止と教育公務員特例法一部改正にかかわって教員免許更新制の廃止の一方、教育公務員特例法を一部改訂して「研修などに関する記録」を行うことを義務付けた。「研修の記録」は、あらたに教職員の業務負担を著しく増大させる。「研修の記録」は自主的・主体的な研修を教育委員会が縛ることとなり、教職員の資質向上にマイナスに働くと考える。
 - ①憲法に保障された「学問の自由」に基づく教育研究活動を保障すること。
 - ②研修は教職員の権利であり、個々の自主性を尊重し、承認研修の対象を拡大するなど、自主的研修を保障すること。

【回答】研修は積極的かつ主体的に参加することが大切であると考えている。今後とも、研修内容の 充実及び情報提供に努めていきたい。

- 22. 学習指導要領はあくまで大綱的な基準である。(最高裁判決)
 - ① 学習指導要領が述べる「各学校においては…教育課程を編成するものとする」ことを確認するとともに、各学校の教育課程編成権を尊重すること。
 - ② 校内の教育活動以外の研究指定校等については「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(平成31年3.18通知)」にあるように大胆に見直すこと。
 - ③大幅に標準授業時数をこえている学校がある。教職員への負担が大きいとともに、子どもにとっても負担になっている。この点を改善すること。

【回答】個別の事案については、個別に相談されたい。

23. 教職員の負担増と子どもの自尊感情の低下につながり、法令上の権限を逸脱している大阪府 新学力テスト(すくすくウオッチ)の中止を大阪府に求めるとともに、豊中市として参加しない こと。中学校生活が歪められ、重大な問題点をもったチャレンジテストを中止するように大阪 府に強く申し入れること。

- 24. ●メタンガス等有毒ガスの発生、熱中症問題、南海トラフ地震発生時の避難計画など、大阪・ 関西万博は安全面での心配がたくさん出されている。大阪府教育庁の万博招待事業についても 疑問が出されている。
 - ①豊中の子どもたちに責任をもつ教育委員会として万博遠足について、懸念される安全面での問題について保護者、児童・生徒、教職員に説明すること。
 - ②学校行事としての万博参加は、各学校が判断するものであることを学校現場に周知すること。
- 25. 学校給食について、地球環境を考え、子ども本位の抜本的な対策を行うこと。
 - ①学校給食の無償化を進めること。
 - ②民間に任せるのではなく、直営の方向性をさぐること。
 - ③食育、アレルギー対応などに対する教員の負担を軽減するため、<u>全校に栄養教諭の配置をおこ</u>なうよう大阪府に要望すること。

【回答】栄養教諭については、全校に配置するよう府を通じて国に要望しているところである。

- ④国産・有機の食材を使用すること。安全性に不安のある食材は必要な検査をおこなうこと。
- ⑤食品ロスやプラスチック使用についての問題を解消する学校給食をすすめること。
- 2 6. UNESCO 世界報告書「教育におけるテクノロジー:誰の条件に応じたツール」(2023) は ICT 教育に警鐘を鳴らし、「適切な使用」をよびかけている。
 - ①ICT 支援員の非常勤化は現場における教職員の負担増になっている。常勤化にもどすこと。
 - ②どのような授業方法をおこなうかは「教育をつかさどる」教諭に委ねられている。一律のタブレット使用を押し付けないこと。
 - ③●「AI ドリル」の使用は教員が判断することであり強要しないこと。
- 27. 不登校、教室に入れない児童・生徒が増加し教職員の負担が増している。始業前や放課後指導 も含め個別の対応が必要なケースもある。授業中に個別指導ができないため、休憩時間に指導 をすることもある。SC,SSW との面談や保護者の相談、外部機関とのカンファレンスなどの時間 も必要である。そのために勤務時間が圧迫されている。

【回答】学校からの要望を基本とし、他の事業等との優先順位を考慮しながら対応できるよう努力 したい。

- ①不登校、教室に入ることのできない児童・生徒に対応する人員を配置すること。
- ②個別指導の場所が確保できないため、校長室、保健室、廊下の一角など利用している実態がある。環境整備をおこなうこと。
- 28.支援学級在籍の児童・生徒の増加、多様化で慢性的な人手不足の実態がある。児童・生徒の安

全確保はもちろんのこと、指導上も介助員とのチームワークは必要不可欠である。 また、今年度より介助員の仕事として通級指導教室に入室する児童・生徒の通常学級における 介助の仕事も加わった。介助員の大幅増を要求する。

29. 支援コーディネーターの選任により研修が進み、校内委員会やケース会議が増えなど特別支援教育の充実が図られているが、専門的知識や経験を要する支援コーディネーターの仕事量が激増している。SC,SSW との面談の時間も必要である。支援コーディネーターの負担軽減のための改善策を示すこと。

【回答】支援教育に携わる教職員の全体的な負担軽減にむけ、教職員の増員について府に対して働きかけるとともに、介助員の適切な配置を行っているところである。

- 30.巡回相談の事業において、専任の巡回相談員を置くことを要求する。
- 31.新設、継続にかかわらず、在籍児童・生徒が1人でも学級設置に向けたヒアリングを行うこと。
- 32. 年度途中の児童・生徒の増加に対して、必要に応じて人員配置を行うこと。
- 33.タブレット使用については、支援学級在籍児童の成長・発達、及び合理的配慮に基づいた有効な使用の仕方について方向を示すこと。
- 34.養護教諭の労働過重解消のための大幅定数増を求めます。
- ①養護教諭の労働内容は質・量ともに急激に変化しており、今の配置基準では労働過重である。 心身の健康に配慮を要する児童生徒が増えていることや、感染対策・体調不良者の対応で、養護 教諭の負担はさらに増大している。負担軽減のための改善策を示すこと。

【回答】教員業務支援員の活用など、各学校事情に応じた対応をお願いしたい。